

対象融資を受けられた町内事業者 に給付金を交付しております！



朝日町では、新型コロナウイルスの感染拡大による影響で、令和2年2月1日以降、下記の対象融資を受けた町内事業者に対し、給付金を交付し、事業運営の支援を行っております。

(名 称)

朝日町中小企業・小規模事業者等応援給付金

(対象者)

下記(1)～(4)のいずれにも該当するもの

- (1) 融資を受けた時かつ本給付金申請時点で町内に主たる事業所を有する法人、又は朝日町民で事業を営む者
- (2) 町税等を滞納していない者
- (3) 新型コロナウイルスの感染拡大の影響（売上高前年比等5%以上減少）を受け、次に掲げる融資を受けた者
 - ア 三重県新型コロナウイルス感染症対応資金、セーフティネット資金（4号又は5号又は危機関連保証）
 - イ 日本政策金融公庫が行う次に掲げる融資
 - (ア) 新型コロナウイルス感染症特別貸付
 - (イ) 生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付
 - (ウ) 新型コロナウイルス対策衛経融資
 - (エ) 衛生環境激変対策特別貸付
 - (オ) 新型コロナウイルス対策マル経融資
 - ロ 商工組合中央金庫又は日本政策投資銀行が行う危機対応融資
 - ハ (独) 中小企業基盤整備機構が小規模企業共済制度の契約者に対して行う特例緊急経営安定貸付
 - ニ その他町長が適当と認める融資であって金融機関が行うもの
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員でないこと

(給付額)

融資実行額の10%の額に相当する額 上限30万円（1,000円未満切捨）

1事業者（個人にあっては1人）につき1回

(提出物)

- (1) 朝日町中小企業・小規模事業者等応援給付金申請書（様式第1号）【必須】
- (2) 新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた融資に係る契約書等の写し【必須】
- (3) 融資実行されたことが分かる書類等の写し【必須】
- (4) 新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けた融資であることが分かる書類
（前2項の書類で足りる場合は不要）
- (5) 対象者(3) - アの場合、信用保証協会の保証付き融資であることが分かる書類
（朝日町が認定書を発行した場合は不要）

(提出先)

〒510-8522 三重郡朝日町大字小向893番地 朝日町役場 産業建設課「給付金」宛
（注意：原則郵送受付。送付前に、もう一度提出物が同封されているかご確認ください。）

(申請期限)

2月28日（日）まで（消印有効）

課税上の取扱について

◎この給付金は、課税対象となります。ただし、必ずしも税負担が生じるものではありません。詳細は最寄の税務署にお問い合わせください。 四日市税務署 TEL 352-3141

問い合わせ先 産業建設課 TEL 377-5658

住み慣れた地域で「ゆ」「た」「か」な生活を♪

＊見学・詳細は＊
＊お気軽に＊
＊お問い合わせ＊
＊ ＊ 下さい ＊

医療法人 福島会 「ゆ」っくり「た」のしく「か」そくのように 豊かな生活がテーマです

グループホームあさひ 三重郡朝日町小向2064-1 ☎376-3300

ふくしまだより 検索 日々の様子をブログにて公開中！

入居者募集中

＊在宅での生活が難しい方や入院中の方もご相談下さい＊
＊介護や認知症についての相談も受付けております＊

入居要件 要介護1以上の方